

# 都立学校における震災時の防水等の 応急対策業務に関する協定・細目

東京都教育委員会  
東京都塗装工業協同組合

東京都教育委員会（以下「甲」という。）と東京都塗装工業協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模な震災が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都内に大規模な震災が発生した場合に、甲が所管する都立学校（以下「都立学校」という。）の天井及び外壁等の防水機能確保及び復旧を図るため、甲と乙との基本的な事項を定め、震災に対して迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、東京都内に震災が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、必要に応じて乙に対し、都立学校における応急対策業務への協力を要請することができるものとする。

（業務の内容）

第3条 協力要請を行う応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 甲の天井及び外壁等に関する被災状況の調査報告
- （2） 甲の天井及び外壁等に関する応急措置・対策工事

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施区域への出動を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合には、速やかに応急対策業務を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。

- 2 前条に基づき出動した乙の組合員は、あらかじめ甲乙で協議した担当都立学校において、それぞれ施設管理者の指示に従い第3条で定める業務を実施するものとする。
- 3 乙は、組合員が業務を完了したときは、その状況を速やかに文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく文書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙の組合員が第3条に定める応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

(損害の負担)

第 7 条 業務の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定める。

(災害補償)

第 8 条 業務従事者が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の取扱いは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 38 年 東京都条例第 38 号)に定めるところに準じるものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して別途定めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間及び更新)

第 10 条 本協定の有効期間は、平成 22 年 6 月 23 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、この協定を変更若しくは終了させる意志を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して 1 年間延長されたものとする。以後この例による。

この協定書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 22 年 6 月 23 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
東京都教育委員会 教育長

乙 東京都渋谷区鶯谷町 19 番 22 号  
東京都塗装工業協同組合理事長

## 都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定実施細目

(趣 旨)

第 1 条 この細目は、都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第 9 条に基づき、その実施に関し、必要な事項を定める。

(要請手続)

第 2 条 協定第 2 条の協力要請（以下「要請」という。）は、東京都教育委員会（以下「甲」という。）が都立学校施設の維持管理に関して委託している公益財団法人東京都教育支援機構（以下「TEPRO」という。）から東京都塗装工業協同組合（以下「乙」という。）が乙と乙の組合員（以下「組合員」という。）との連絡を統括する者として地区ごとに定めるもの（以下「地区連絡責任者」という。）に対して行う。

(業務の実施)

第 3 条 甲は協定締結後、速やかに TEPRO の地区担当者が所管する都立学校を乙に対して明らかにし、乙はこれに基づき、震災時に各組合員の担当する都立学校を決定するとともに、地区連絡責任者を決定して、甲に報告する。

2 地区連絡責任者は、TEPRO から要請を受けた時は、要請にかかる都立学校を担当する組合員に連絡を行い、その出動を促す。

3 前項の連絡を受けた組合員は出動に当たり、要請にかかる都立学校に連絡を行う。

4 協定第 5 条第 3 項の報告先は TEPRO とする。

(費用の精算)

第 4 条 甲は、協定第 3 条の業務に要する費用については、組合員の請求に基づき、TEPRO が支払う。

(法令の遵守)

第 5 条 乙は、業務の実施に当たり、建築業法ほか関係法令を遵守するものとする。

附 則

この実施細目は、平成 22 年 6 月 23 日から実施する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日 5 教総総第 811 号）

この実施細目は、令和 5 年 7 月 1 日から実施する。

## 東京都塗装工業協同組合 事務局

殿

(訓練) 防水等の応急対策業務依頼書		文書番号	第	号
		発信年月日	令和	年 月 日
発信者名		公益財団法人東京都教育支援機構 (TEPRO)		
発信担当者名		連絡先	TEL	
出勤・ 応援の 場所	学校名	東京都立 学校		
	学校所在地			
	学校担当者 ①氏名	学校担当者 連絡先	TEL他	
	学校担当者 ②氏名			
依頼 内容	現況	<依頼までの経緯>		
		①被害発生日 月 日 午前・午後		
		②被害の状況		
		③学校職員		
		・現場確認		
		・現在の対応状況		
	添付資料等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
業務内容		①被災状況の調査報告 ②応急措置・対策工事		
特記 事項				
処理経過				

## 公益財団法人東京都教育支援機構 殿

(訓練) 防水等の被災状況・応急措置報告		発信年月日	令和 年 月 日	
発信者名				
発信担当者名		連絡先	TEL	
出動・ 応援の 場所	学校名	東京都立 学校		
	学校所在地			
	学校担当者氏名	学校担当者連絡先	TEL他	
報 告 内 容	現況	1. 出動日 月 日 午前・午後 時 分(現地到着)		
		2. 出動人数		
		3. 被害の状況(建物名・被害箇所・状況等)		
		①		
		②		
	③			
	④			
			添付資料等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	応急措置	(応急措置の内容)		
(応急措置の内容確認・承認) 学校担当者サイン				
注)応急措置完了後速やかに学校担当者に確認・承認を得ること。				
処理経過				

都立学校における震災時の防水備等の応急対策業務に関する協定の流れ

